

1 管内の概況

(1) 管内の状況

管轄地域は、青森県の北東部、下北半島の大半を占め、三方を海(太平洋、津軽海峡、陸奥湾)に囲まれ、南は上北地方と接しています。

1市1町3村からなり、面積は1,416.12㎢で、本県の14.68%を占めています。

地勢は、むつ市内を流れる田名部川の低地を挟み、東部はなだらかな丘陵台地を形成して単調な海岸丘陵地域に続き、西部は釜臥山を頂点とする急峻な山地が海岸まで迫る山岳地帯となっています。集落は狭い海岸地帯及び田名部川、大畑川、川内川など中小河川流域に形成されています。

気象は、東部は春の終わり頃から夏にかけて吹く偏東風(通称「やませ」)のため冷涼な日が多く冷害に見舞われやすく、西部は冬季に季節風の影響で積雪が多くなります。

※参考資料

面積：令和8年4月1日現在(国土交通省国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)

(2) 人口、産業、就業者数、所得

管内人口は、60,816人(令和7年10月1日現在)で県計1,145,475人の5.31%を占め、人口密度は42.9人/㎢となっています。

管内の年齢3区分別人口は、年少人口(15歳未満)5,438人(9.1%)、生産年齢人口(15～64歳)31,726人(52.9%)、老年人口(65歳以上)22,778人(38.0%)となっています。

管内の産業構造を産業別就業者数でみると、第1次産業は2,951人(8.8%)、第2次産業は6,966人(20.8%)、第3次産業は23,560人(70.4%)となっており、第3次産業が高いウエイトを占めています。

管内の人口1人当たり市町村民所得は2,915千円、むつ市が2,861千円、下北郡が3,048千円となっています。

※参考資料 人口：令和7年青森県の人口(青森県総合政策部統計分析課)
(令和7年10月1日現在推計人口)

※人口の総数には年齢不詳者を含む。

人口密度：人口÷面積

産業別就業者数：令和2年国勢調査(総務省統計局)

市町村民所得：令和5年度市町村民経済計算(青森県総合政策部統計分析課)

概況のデータ

	総面積 (km ²)	人口総数 (人)	人口密度 (人/km ²)	年齢別人口(人)			産業別就業者数(人)		
				年少人口	生産年齢人口	老年人口	第1次産業	第2次産業	第3次産業
むつ市	864.20	48,697	56.3	4,448 (9.3%)	25,704 (53.7%)	17,688 (37.0%)	1,331 (5.1%)	5,140 (19.6%)	19,726 (75.3%)
大間町	52.09	4,162	78.7	382 (9.2%)	2,138 (51.5%)	1,632 (39.3%)	534 (22.3%)	609 (25.4%)	1,252 (52.3%)
東通村	295.32	5,187	17.6	445 (8.6%)	2,701 (52.1%)	2,041 (39.3%)	738 (23.0%)	847 (26.4%)	1,624 (50.6%)
風間浦村	69.46	1,340	19.3	74 (5.5%)	591 (44.2%)	672 (50.3%)	169 (20.4%)	156 (18.8%)	504 (60.8%)
佐井村	135.05	1,430	10.6	89 (6.2%)	592 (41.5%)	745 (52.2%)	179 (21.1%)	214 (25.3%)	454 (53.6%)
郡計	551.92	12,119	22.0	990 (8.2%)	6,022 (49.8%)	5,090 (42.1%)	1,620 (22.3%)	1,826 (25.1%)	3,834 (52.7%)
管内計	1,416.12	60,816	42.9	5,438 (9.1%)	31,726 (52.9%)	22,778 (38.0%)	2,951 (8.8%)	6,966 (20.8%)	23,560 (70.4%)
県計	9,645.11	1,145,475	118.8	108,884 (9.7%)	607,968 (54.0%)	408,861 (36.3%)	70,403 (11.3%)	125,088 (20.0%)	428,606 (68.7%)

※ 人口総数は年齢不詳者を含むため、年齢別人口の計とは一致しない。

管内地図



2 沿革

(1) 下北福祉事務所の沿革

昭和26年	10月	田名部町大字田名部柳浦1番地（現むつ松木屋）に下北社会福祉事務所として発足し、庶務課、福祉課の2課体制となる。
昭和29年	5月	郡部福祉事務所統廃合により、下北地方福祉事務所となる。
昭和42年	9月	むつ合同庁舎新築完成により移転（むつ市中央1丁目1番8号）
昭和54年	4月	新福祉事務所構想にもとづく新体制（福祉六法総合担当制）により、総務課、福祉第一課、福祉第二課の3課体制になる。
平成5年	4月	組織機構の再編（福祉四法総合担当制）により、総務課、福祉調整課、福祉推進課の3課体制となる。
平成14年	4月	組織統合により、下北地方健康福祉こどもセンター福祉部（下北地方福祉事務所）となり、福祉調整課、福祉推進課の2課体制となる。
平成15年	4月	組織改正により、福祉推進課が生活保護単法制となる。
平成16年	4月	組織改正により、福祉推進課が保護課と改称される。
平成17年	3月	市町村合併により川内町、大畑町、脇野沢村について、生活保護、児童扶養手当、特別障害者手当の事務を新むつ市へ委譲する。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉総室（下北地方福祉事務所）となる。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成21年	4月	身体障害者手帳の交付に関すること及び、療育手帳の交付に関することが、障害者相談センターへ業務移管される。
平成25年	4月	組織改正により、社会福祉法人・施設等の指導監査等に関すること及び児童扶養手当等に関することが東青地域県民局へ業務集約される。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、青森県むつ児童相談所とともに同庁舎へ移転した。
平成30年	4月	青森県型地域共生社会専任担当職員が1名配置される。（令和3年3月まで）
令和7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北福祉事務所が設置され、福祉調整課、保護課の2課体制となる。

(2) 下北児童相談所の沿革

平成 9年	4月	青森県中央児童相談所むつ支所がむつ合同庁舎内に開設
平成14年	4月	組織機構の統合により、青森県中央児童相談所むつ支所から下北地方健康福祉こどもセンターこども相談部となるとともに、青森県むつ児童相談所に格上げとなり、こども相談第一課、こども相談第二課の2課体制となる。
平成18年	4月	地域県民局を設置する組織改正により、下北地域県民局地域健康福祉部こども相談総室（青森県むつ児童相談所）となる。
平成19年	4月	組織改正により、課を廃止し、次長を置く。
平成20年	4月	組織機構の統合により、下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室となり、福祉調整課、保護課（以下、下北地方福祉事務所）、こども相談課（青森県むつ児童相談所）の3課体制となる。
平成28年	4月	むつ市中央1丁目3-33に建設していた青森県むつ健康福祉庁舎が完成し、むつ保健所、下北地方福祉事務所とともに同庁舎へ移転した。
令和 4年	4月	保健師1名が兼務配置される。
令和 7年	4月	組織改正により、地域県民局が廃止となり、青森県下北児童相談所が設置される。課を廃止し、総務グループ（下北福祉事務所福祉調整課本務）、こども相談グループの2グループ体制となる。
令和 8年	4月	医師1名、市町村支援児童福祉司1名が兼務配置される。

3 機構図と分掌事務

平成14年4月から、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を、県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として集約した「健康福祉こどもセンター」が新設されました。

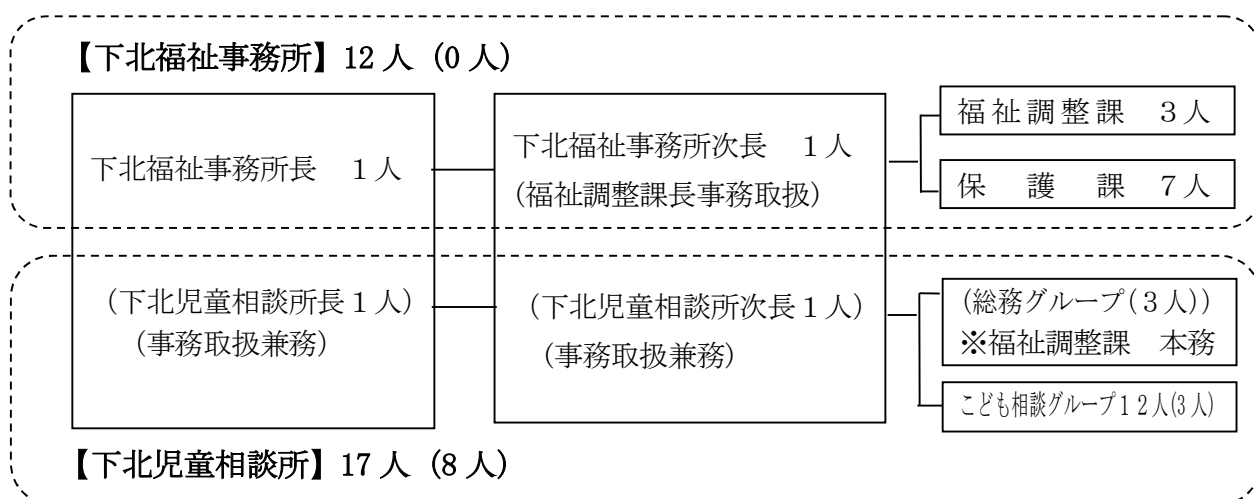
さらに、平成18年4月からは、市町村等との連絡・連携を一層密にしながら、ともに地域づくりを進めていくため、試行的に、総合的な出先機関である「地域県民局」が、中南（弘前市）・三八（八戸市）・下北（むつ市）の3地域に設置され、「健康福祉こどもセンター」は「地域健康福祉部」という名称に改められました（平成19年4月からは、東青（青森市）、上北（十和田市）、西北（五所川原市）にも県民局が設置され、6県民局体制になっています）。

また、平成20年4月の機構改革により、企画調整室が廃止され、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室となりました。

令和7年4月の組織改正により、地域県民局が廃止され、保健総室は青森県下北保健所、福祉こども総室は青森県下北福祉事務所と青森県下北児童相談所となりました。

(1) 機構図（令和8年4月現在）

ア 正職員



※職員数は正職員の数。() は事務取扱兼務 (再掲)

イ 正職員以外の職員

下北福祉事務所	非常勤事務員	1 人
	母子・父子自立支援員	1 人
	女性等相談指導員	1 人
	生活保護受給者就労支援相談員	1 人
	医療扶助相談・指導員	1 人
	嘱託医	2 人
	合計	7 人
下北児童相談所		0 人

(2) 分掌事務

○下北福祉事務所

福祉調整課

- ・ 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること
- ・ 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関すること
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること
- ・ 社会福祉統計に関すること
- ・ 災害救助法及び防災に関すること
- ・ 日赤の地区事業に関すること
- ・ 民生委員・児童委員に関すること

保護課

- ・ 生活保護法に定める保護の措置に関すること
- ・ 生活困窮者自立支援に関すること

○下北児童相談所

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に関すること
- ・ 必要な調査並びに各種診断(社会診断・心理診断・医学診断・行動診断)に関すること
- ・ 調査、診断に基づき必要な指導に関すること
- ・ 児童の一時保護に関すること
- ・ 施設入所等の措置に関すること
- ・ 障がい児施設等の利用契約に関すること
- ・ 市町村における児童家庭相談の対応支援に関すること
- ・ 里親に関すること

(3) 各所属別・職種別職員数一覧(令和8年4月1日現在)

ア 下北福祉事務所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主任専門員	専門員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱託医	小 計		
	長	長		長	幹	査	事	師	員	員	計	員	員	員	員	員	員	計		
管 理 職	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
福祉調整課	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	3	1	1	1	-	-	-	3	6	
保 護 課	-	-	-	1	-	2	4	-	-	-	7	-	-	-	1	1	2	4	11	
合 計	1	1	-	1	-	3	6	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19	

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総括主幹 （課長）	課 長	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	母 子・父 子自 立支 援員	女 性等 相 談支 援員	医 療扶 助相 談・指 導員	就 労支 援相 談員	嘱 託 医	小 計	
一 般 事 務	1	1	-	1	-	3	5	-	-	-	11	1	1	1	1	1	-	5	16
福 祉	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
心 理 判 定 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2
合 計	1	1	-	1	-	3	6	-	-	-	12	1	1	1	1	1	2	7	19

イ 下北児童相談所

(ア) 所属別一覧

区分 所属	正 職 員										臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総 括 副 参 事	こども相談主幹	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非常勤事務員	母子・父子自立支援員	女性等相談支援員	医療扶助相談・指導員	就労支援相談員	嘱 託 医	小 計	
管 理 職	(1)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	(2)	-	-	-	-	-	-	-	(2)
総務グループ (福祉調整課本務)	-	-	-	-	-	(1)	(2)	-	-	-	(3)	-	-	-	-	-	-	-	(3)
こども相談 グ ル ー プ	-	-	(1)	1	1	(1)	7	(1)	-	-	9 (3)	-	-	-	-	-	-	-	9 (3)
合 計	- (1)	- (1)	- (1)	1	1	- (2)	7 (2)	- (1)	-	-	9 (8)	-	-	-	-	-	-	-	9 (8)

※ 注 1 : () 内は兼務・事務取扱配置数

(イ) 職種別一覧

区分 所属	正 職 員											臨時・非常勤								合 計
	所 長	次 長	総 括 副 参 事	こ ど も 相 談 主 幹	主 幹	主 査	主 事	技 師	主 任 専 門 員	専 門 員	小 計	非 常 勤 事 務 員	母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員	女 性 等 相 談 支 援 員	医 療 扶 助 相 談 ・ 指 導 員	就 労 支 援 相 談 員	嘱 託 医	小 計		
一 般 事 務	(1)	(1)	-	1	-	(1)	1 (2)	-	-	-	2 (5)	-	-	-	-	-	-	-	2 (5)	
福 祉	-	-	-	-	-	(1)	4	-	-	-	4 (1)	-	-	-	-	-	-	-	4 (1)	
心理判定員	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	3	
保 健 師	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	
医 師	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	-	-	-	-	-	-	-	(1)	
合 計	- (1)	- (1)	- (1)	1	1	- (2)	7 (2)	- (1)	-	-	9 (8)	-	-	-	-	-	-	-	9 (8)	

4 令和8年度組織目標

(1) 下北福祉事務所の組織目標

- ①福祉各法に係る財務事務の適正実施
- ②生活保護業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ③D Xの推進

各課の組織目標

ア 福祉調整課

- ①母子父子寡婦福祉制度の適正執行
- ②D Xの推進

イ 保護課

- ①業務の進行管理と査察指導の強化及び計画的・効率的な訪問調査・指導の実施
- ②被保護者の権利・義務周知徹底の推進
- ③収入未済額の減少

(2) 下北児童相談所の組織目標

- ①相談・援助活動の充実・強化
- ②相談対応職員の専門性の向上
- ③市町村児童家庭相談の機能強化
- ④児童福祉施設との連携強化
- ⑤家庭養護の促進
- ⑥収入未済解消の促進
- ⑦D Xの推進

5 令和 8 年度相談等日程表

(1) 下北福祉事務所

- ・ 女性相談、DV相談
- ・ ひとり親・母子父子寡婦相談（母子父子寡婦福祉資金の貸付及び相談）
- ・ 生活保護相談

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 女性等相談支援員による相談は、8 時 30 分～16 時 45 分（不在の日もあります）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

(2) 下北児童相談所

保護者の都合により子どもを育てられない、子どもを施設に預けたい、発達の遅れが心配、いじめ・不登校・非行など、管内市町村の 18 歳未満のお子さんに関する様々な相談を受けています。

【相談受付時間】月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分（年末年始、祝日を除く）

※ 来所相談される場合は、あらかじめ電話で予約をお願いします。

6 令和8年度行事予定

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
4	○ 母子父子寡婦福祉資金貸付審査会(随時) ○ 保護課診断・措置会議(毎週火曜日＝3月まで) ○ 下北郡民児協監査会	○ こども相談グループ受理・判定・援助方針会議(毎週水曜日＝3月まで) ○ 医学診断(毎月第2木曜日＝3月まで) ○ 市町村要対協個別ケース検討会議(随時) ○ 東青下北フォスタリング連絡会議(毎月)
5	○ 下北郡民児協役員会・通常総会	○ 児童福祉週間関連行事(5～11日) ○ 県内児童相談所児童心理司会議 ○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会 ○ 県里親連合会総会
6	○ ひとり親家庭等就業・自立支援会議 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会連絡協議会総会 ○ 母子・父子自立支援員等研修会	○ 下北里親役員会・総会・サロン ○ 各市町村要対協代表者会議(～2月)
7	○ 民児協事務担当者会議 ○ むつ・下北地区母子寡婦福祉会学習交流会 ○ 女性等相談支援員業務連絡会	○ 児童福祉施設等訪問調査(～12月) ○ 少年関係機関との連絡協議会
8	○ 青森県母子寡婦福祉大会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会	○ 第1回県内児童相談所長会議 ○ 第1回児童相談所業務検討会議 ○ 下北里親会サロン(里親子交流会)
9	○ 第1回滞納者検討会議 ○ 第1回福祉事務所長会議 ○ 赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議 ○ 財務事務検査 ○ 全国女性相談支援員研究協議会	○ 全国児童相談所長会議 ○ 第1回滞納者検討会議 ○ 県内心理判定員研修会 ○ 財務事務検査 ○ 里親登録基礎研修
10	○ 大間地区犯罪被害者支援ネットワーク会議 ○ 北海道・東北六県女性支援研究協議会 ○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会	○ 下北里親会サロン(防災研修) ○ 東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会 ○ 里親登録前研修

月	下北福祉事務所	下北児童相談所
11	○ 生活保護法施行事務指導監査 ○ 下北郡民児協研修会 ○ 東北・北海道母子父子自立支援員連絡会議 ○ 青森県社会福祉大会	○ 東北・北海道児童相談所長会議 ○ 東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会 ○ 東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会 ○ 下北里親会サロン・フォスタリングわかば合同開催
12	○ 配偶者暴力相談支援センター実務者等業務連絡会議及び女性等相談支援員業務連絡会	○ 下北地区子ども発達相談連絡協議会運営委員会 ○ 下北里親会サロン（クリスマス会）
1		
2	○ 第2回滞納者検討会議 ○ 第2回福祉事務所長会議	○ 第2回滞納者検討会議 ○ 第2回児童相談所業務検討会議 ○ 三機関連携協議会
3	○ 母子・父子自立支援員等研修会 ○ 下北郡民児協役員会	○ 第2回県内児童相談所長会議 ○ 下北里親会サロン

7 歳入・歳出の状況（令和7年度）

（1）下北福祉事務所

ア 一般会計

（ア）歳入

（単位：円）

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 び 負 担 金	民 生 負 担 金	児 童 福 祉 費	知的障がい児等措置費	171, 400	171, 400	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	0	0	－	0
財産収入	物 品 売 払 収 入	物 品	知 事 部 局	0	0	－	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	健康福祉政策課	10, 550	10, 550	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	0	0	－	0
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	－	0
			個 人 情 報 保 護	0	0	－	0
		民 生 費	生 活 保 護 費	8, 838, 902	6, 086, 171	－	2, 752, 731
		過年度収入	知 事 部 局	26, 855, 276	2, 446, 851	500, 633	23, 907, 792
		雑 入	知 事 部 局	20	20	－	0
合 計				35, 876, 148	8, 714, 992	500, 633	26, 660, 523

（イ）歳出

（単位：円）

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	社会福祉総務費	79,800	70,483	9,317
	福祉事務所費	2,952,106	2,783,478	168,628
	老人福祉費	11,500	0	11,500
	女性福祉費	65,000	0	65,000
	地域福祉費	84,700	84,700	0
	ひとり親家庭等福祉費	159,000	17,500	141,500
	生活保護総務費	2,496,860	2,302,288	194,572
	扶 助 費	260,921,000	253,346,265	7,574,735
合 計		266,769,966	258,604,714	8,165,252

イ 特別会計

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
諸 収 入	母子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	23,832,595	23,007,501	－	825,094
		過 年 度 入 収	元 金	4,573,705	284,132	－	4,289,573
			利 子	26,286	0	－	26,286
	寡婦福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	133,872	133,872	－	0
	父子福祉資金 貸付金収入	現 年 度 入 収	元 金	1,192,470	1,192,470	－	0
合 計				29,758,928	24,617,975	－	5,140,953

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
母子父子寡婦 福祉資金貸付費	指 導 調 査 費	350,000	223,448	126,552
	母 子 福 祉 資 金 貸 付 費	22,000,000	17,903,500	4,096,500
	寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費	500,000	0	500,000
	父 子 福 祉 資 金 貸 付 費	5,500,000	1,440,000	4,060,000
合 計		28,350,000	19,566,948	8,783,052

(2) 下北児童相談所

(ア) 歳入

(単位：円)

款	目	節	細節	調定額	収入済額	不納欠損処分額	収入未済額
分 担 金 及 び 負 担 金	民 生 負 担 金	児 童 福 祉 費	乳 児 院 ・ 助 産 施 設 措 置 費	0	0	－	0
			子 ども 自 立 セ ン タ ー み ら い 費	4,400	4,400	－	0
			児 童 心 理 治 療 施 設 等 措 置 費	522,900	387,900	－	135,000
			里 親 ・ 母 子 生 活 支 援 施 設 ・ 児 童 養 護 施 設 措 置 費	1,175,400	748,100	－	427,300
		過年度収入	知 事 部 局	2,340,964	100,000	10,130	2,230,834
財産収入	物 品 売 払 収 入	物 品	知 事 部 局	0	0	－	0
諸 収 入	延 滞 金	延 滞 金	こ ども み ら い 課	19,260	250	－	19,010
		過年度収入	知 事 部 局	100,980	0	11,370	89,610
	雑 入	総 務 費	情 報 公 開	0	0	－	0
			個 人 情 報 保 護	380	380	－	0
		過年度収入	知 事 部 局	340	0	20	320
		雑 入	知 事 部 局	180	160	－	20
合 計				4,164,804	1,241,190	21,520	2,902,094

(イ) 歳出

(単位：円)

款	目	令達額	支出額	残額
民生費	児童福祉総務費	101,000	54,000	47,000
	児童措置費	4,013,800	2,812,077	1,201,723
	児童相談所費	5,508,000	3,322,495	2,185,505
合 計		9,622,800	6,188,572	3,434,228